

新監査公表第11号

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

平成27年12月22日

新潟市監査委員	貝瀬壽夫
同	宮本裕将
同	水澤仁
同	小泉仲之

平成25年度包括外部監査 「高齢者福祉に関する財務事務の執行について」

新潟市長が講じた措置

報告書頁	監査対象	監査結果の概要	結果に対する措置	
			(平成26年度)	(平成27年度)
59	介護保険課	指摘事項 No.1 第1 介護保険制度 1.要介護認定事務 新潟市要介護認定調査定期検査実施要領で求めている検査事項は、現在全件実施している検査の抽出方法を変えたものに過ぎないことから、目的達成の効果は限定的と考えられる。本要領を見直し、目的が達成されるように、現在実施されている検査に加えて、より良い方法があればそれを規定すべきである。	現行の全件検査で、本要領に定めた目的は概ね達成されているものと考えますが、平成26年度中により良い方法を検討し、本要領の見直しを行ってまいります。 【検討中】	現在、市医師会と要介護認定審査の迅速化に向けた協議を行っており、その内で認定調査内容の検査を含めた事務の委託を検討しています。 このため、本要領の見直しは行わず、現行どおりとすることといたしました。なお、今後決定する事務委託の検討結果に応じ、本要領における検査のより良い方法を再考してまいります。 【方針決定】
60	介護保険課	指摘事項 No.2 第1 介護保険制度 1.要介護認定事務 新潟市認定調査従事者研修実施要領に定める目的から、認定調査に係る研修への出席者の受講履歴を管理するのみではなく、欠席者についてもその後の受講状況をモニタリングし、受講しない場合には督促等を行うべきである。	研修欠席者については、その後の受講状況を把握し、受講がない場合の督促や、欠席者向けのフォローアップ研修について、平成27年度からの実施に向けて検討いたします。 【検討中】	研修対象者の受講状況を各区で把握し、欠席者には後日研修を実施することとし、平成27年度から実施しています。 【措置済み】

60	介護 保険課	指摘事項 No.3 第1 介護保険制度 1.要介護認定事務 新潟市介護認定審査会委員研修実施要綱に定める目的から、介護認定審査に係る研修への出席者の受講履歴を管理するのみではなく、欠席者についてもその後の受講状況をモニタリングし、受講しない場合には督促等を行うべきである。	研修欠席者については、その後の受講状況を把握し、受講がない場合の督促や、欠席者向けのフォローアップ研修について、平成27年度からの実施に向けて検討いたします。 【検討中】	研修対象者の受講状況を各区で把握し、欠席者には後日研修を実施することとし、平成27年3月から実施しています。 【措置済み】
101	介護 保険課	指摘事項 No.7 第1 介護保険制度 8. 介護保険システム 介護保険システムは個人別にID設定が行われており、ユーザーの所属に応じて利用できる権限が制御されているが、パスワードはユーザーIDと同一の設定となっており、定期的な変更が行われていない。パスワードは他者が推測困難なものを設定し、定期的に変更する必要がある。	定期的なパスワード変更を行うには、現在システム管理者のみがパスワード設定を行える権限を各自が行えるようにシステム改修をする必要があることから、システム改修に係る予算措置を平成27年度に講じる対応を進めてまいります。 【検討中】	平成27年度にユーザーごとにパスワード設定を行えるようシステムを改修し、定期的にパスワード変更を行うよう周知してまいります。 【方針決定】
102	介護 保険課	指摘事項 No.8 第1 介護保険制度 8. 介護保険システム アプリケーションの管理者権限が介護保険課賦課収納係の職員全員に付与されており、システム担当者に限定されていない。システム管理者権限はシステム担当者にのみに付与する必要がある。	所属ごとにシステムの権限を付与する仕様になっており、操作者情報と各業務それぞれの保守権限を分けることができない仕様になっており、システム改修をする必要があることから、システム改修に係る予算措置を平成27年度に講じる対応を進めまいります。 【検討中】	平成27年度にシステム改修を行い、システム管理者権限はシステム担当者のみに付与いたします。 【方針決定】
106	高齢者 支援課	指摘事項 No.9 第2 高齢者福祉事業 1.新潟市における高齢者福祉事業の概要 一部の地域に在住している人しか利用できない配食サービス事業は、社会保険方式（一定期間の保険料拠出を給付の受給要件とし、保険料を財源として保険給付を行う方式）を採用している介護保険制度の趣旨から問	配食サービス事業は、平成27年度から実施される国の介護保険制度の改正の中で再構築が求められている介護予防・生活支援サービスに位置付けられているため、平成26年度に第6期高齢者保健福祉計画（平成27年度～	配食サービス事業について、第6期高齢者保健福祉計画の策定にあたり在宅生活を支援するサービスの提供や地域にあった適切な支援等の必要性を把握いたしました。 現在、住み慣れた地域で安心

		<p>題があると考える。すなわち、利用条件を満たしている高齢者でも在住している地域によってサービス利用の選択の機会が与えられないことは、負担（保険料）と給付（サービス）のバランスが崩れることになり、被保険者間における公平性の観点から問題である。そのため、配食事業を介護保険事業会計(特別会計)として実施するのであれば、利用条件を満たしている被保険者が平等にサービス利用の選択の機会が与えられるように改善すべきである。</p>	<p>平成 29 年度) を策定する中で、当該事業のあり方について、公平性確保の対策を重要課題とし、他自治体の状況も参考に適正な制度になるよう調査・研究してまいります。</p>	<p>【検討中】</p>	<p>した生活を継続できるようにするため、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりである地域包括ケアシステムの構築をすすめており、介護・医療・生活支援・介護予防の充実を図るうえで、本市が進める施策とあわせ、配食サービス事業の在り方について協議を行っております。</p> <p>配食サービス事業は、介護保険制度において地域の実状に応じた必要な支援を行うことを目的とした地域支援事業のため合併により市内間で制度に不統一が生じていますが、現在のサービス提供を検討していくなかで、地域が抱える課題や社会資源のバランス、配食の提供量等を考慮し、公平性を期した事業となるよう制度を構築してまいります。</p>
60	介護 保険課	<p>意見 No.1 第1 介護保険制度 1.要介護認定事務</p> <p>介護認定平準化研修を平成24年度は開催していないが、新潟市が直面する状況、つまり、新潟市が政令指定都市20 市の中で介護保険料が最も高く、その原因の一つとして他の政令指定都市よりも要介護認定における重度者割合が高いことなどから、介護認定平準化の必要性は高いと考えられ、本研修の開催を前向きに検討することが望まれる。</p>	<p>平成 27 年度からの本研修開催に向け検討してまいります。</p>	<p>【検討中】</p>	<p>介護認定平準化は課題であるため、本研修の開催に向け対応してまいります。</p>
75	介護 保険課	<p>意見 No.5 第1 介護保険制度 2.介護給付適正化</p> <p>一定の介護給付適正化のための努力は認められるが、更なる介護給付の適正化を図るために、新潟市の特徴（地域性）を把握し、現状分析を行った上で課題を整理し、適正化事業に対する取組方針を決定すべきであると考える。なお、取組方針を決定する際には事業の目的と目標を明確にすることが重要である。</p>	<p>平成 26 年度に策定する第 6 期介護保険事業計画の議論を踏まえ、介護給付適正化の目標と目的を明確化し、取組方針を決定いたします。</p>	<p>【検討中】</p>	<p>第 6 期介護保険事業計画においても、引き続き「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「医療費との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の介護給付適正化 5 事業を柱に給付適正化の推進していくこととし、このことを通じて介護給付費や介護保険料の増大を抑制することで、持続可能な介護保険制度を構築してまいり</p>

93	介護 保険課	意見 No.7 第1 介護保険制度 6.保険料の減免事務 介護保険料の減免額の推移及び他市比較を見ると、新潟市における低所得を理由とした減免申請は大幅に少ない。以上からすると、制度の周知徹底が十分に行われていない可能性が考えられる。新潟市が他市と比較し、大幅に減免額が少ない理由を分析の上、周知方法に改善すべき余地がないか検討することが望ましい。	減免制度についてまとめたチラシを新たに作成し、窓口での納付相談時等において制度の周知を図るようお願いしました。 また、減免が必要な人の実態に、より即した制度となるよう、他都市の状況を参考にして、平成26年度中に要件の見直しを行います。	ます。また、本市の顕著な特徴として、短期入所生活介護（ショートステイ）の利用が多いことが挙げられるため、本来、短期的な利用とすべきショートステイを、例外的に長期継続利用している者に特化してケアプラン点検を行い、更なる介護給付の適正化に取り組んでいます。 【方針決定】
102	防災課 介護 保険課	意見 No.8 第1 介護保険制度 8.介護保険システム 介護保険システムに関する事業継続計画が策定されていない。なお、この対応としてサーバーの二重化が行われており機器の損傷に対する対応は行われているが、いずれも庁舎内の同一区画内に設置されている。また、データのバックアップテープは耐火金庫に保管しているが、耐火金庫も同一区画内に設置されているため、建物自体の損壊があった場合はデータの復旧が行えないリスクが非常に高いといえる。バックアップテープは遠隔地に保管する等、災害時のデータ復旧が行える対策を講じることが望まれる。	地震災害時においても市民生活に必要な業務を継続して実施することを目的に、非常時優先業務及び資源の効率的投入等について定める本市の業務継続計画（震災対策編）を、平成26年度に作成いたしました。 また、データのバックアップについては、長岡市と締結した「電子計算機データのバックアップテープの相互保管に関する協定」に基づき、介護保険システムについても、最新のデータを月1回長岡市に搬送することとしています。	減免が必要な人の実態により即した制度となるよう、他都市の状況を参考に検討を行い、平成27年度から低所得を理由とした減免要件の緩和を実施いたしました。 また、介護保険料通知書送付時や納付相談時等において、減免制度の周知を図っております。 【措置済み】
130	高齢者 支援課	意見 No.11 第2 高齢者福祉事業 4.紙おむつ支給事業 江南区において、紙おむつ配	指摘を受け、決裁日を追記いた	平成27年3月に地震災害時ににおいても市民生活に必要な業務を継続して実施することを目的に、非常時優先業務及び資源の効率的投入等について定めた本市の業務継続計画（震災対策編）を、策定しました。 また、最新のバックアップデータについては、平成28年1月から月1回長岡市に搬送します。 【方針決定】

		<p>達事業者との契約締結に係る起案用紙において、決裁日付が確認できなかった。起案用紙には、決裁印の押印のみならず、決裁時点を明記することが望まれる。</p>	<p>しました。また、契約事務を含め紙おむつ支給事業の手順の確認を行い、平成 26 年度末までに各区役所担当者へ業務手順等を示し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	<p>【検討中】</p>	<p>業務手順を各区役所担当者へ示し、適切な事務を行うよう周知をいたしました。</p> <p>【措置済み】</p>
132	高齢者支援課	<p>意見 No.12 第 2 高齢者福祉事業 4.紙おむつ支給事業</p> <p>紙おむつ配達事業者から提出される事業報告書と回収された紙おむつ券の照合の実施方法及びその結果の保管について、マニュアル等を整備し、各区担当者に周知させる事が望まれる。</p>	<p>平成 26 年度末までに業務手順等を示し、各区役所担当者へ説明会を開催するなど、業務の周知に努めてまいります。</p>	<p>【検討中】</p>	<p>業務手順について各区の現状把握及び問題点の整理を行い、担当課長会議にて説明を行いました。今後、業務手順書を整備し、各区役所担当者への説明会を開催及び業務手順の周知を行い、適正な事務執行に努めてまいります。</p> <p>【方針決定】</p>
141	高齢者支援課	<p>意見 No.14 第 2 高齢者福祉事業 7.ねたきり高齢者等介護手当支給事業</p> <p>支給対象者が、月 20 日以上在宅で介護した月を介護手当請求券に記入し、それに基づき、区役所において介護保険システムへ入力し、介護手当が支給される。「月 20 日間以上在宅で介護した月」という要件をチェックする仕組みが十分でないことから、介護手当請求に関して、現状のチェック体制の見直し等について検討することが望まれる。</p>	<p>現チェック体制で、施設入所・入院等の有無について確認を行っているため、概ね妥当であると考えおります。なお、平成 26 年度末に、制度の実態調査を行うこととしており、その調査結果に基づき制度の有効性や実施方法を検証していくなかで、より適正なチェック体制を構築してまいります。</p>	<p>【検討中】</p>	<p>実態調査の結果において、ショートステイのひと月の利用頻度と介護手当請求券に記入した月 20 日以上在宅で介護した月は一致していたため、現チェック体制の施設入所・入院の有無の確認で妥当であると判断いたしました。今後も、不正受給のないよう適正な事務執行に努めてまいります。</p> <p>【措置済み】</p>
142	高齢者支援課	<p>意見 No.15 第 2 高齢者福祉事業 7.ねたきり高齢者等介護手当支給事業</p> <p>ねたきり高齢者等介護手当は、現金振込みによる支給であり、その使用用途が限定されていないことから、介護者にとつては有用な制度とは考えられるが、他の政令指定都市の状況を勘案し、また、介護手当の目的を達成する手段として、現状の方法が最善であるか検討し、必</p>	<p>平成 26 年 7 月から介護している者の精神的負担の軽減と介護サービス利用促進を図ることを目的とした介護サービス利用支援給付事業に制度変更いたしました。平成 26 年度末に、制度変更の実態調査を行うこととしており、その調査結果に基づき制度の有効性等を検証し、より目的達成</p>		<p>実態調査の結果において、手当の用途が介護保険サービス利用料金や介護用品購入に充てる割合は半数となっており、また介護者の趣味・余暇に充てられていることから、手当の目的は達成していると考えます。</p> <p>今後も、さらによりよい制度となるよう検証してまいります。</p>

			する。
145	高齢者支援課	<p>要に応じて見直す事が望まれる。</p> <p>意見 No.16 第2 高齢者福祉事業 8.新潟市老人クラブ補助金</p> <p>老人クラブの意義を再確認し、新潟市として老人クラブをどのような方針で取扱っていくのか、全国的な傾向・対策を踏まえ再検討することが望まれる。また同時に、補助金支給額の妥当性のチェックをどこまで実施するのかも合わせて検討することが望まれる。</p>	<p>できる制度設計をしてまいります。</p> <p>【検討中】</p> <p>地域包括ケアシステム構築において、住民主体による生活支援サービスの充実・発展が期待されている中、既存の地域福祉団体である老人クラブも重要な地域資源の一つとして、活性化への期待がある一方、クラブ会員の高齢化・減少という問題もあります。この問題は全国的な課題であることから、他自治体の動向も注視し、支援のあり方、支給額の妥当性のチェックを考えてまいります。</p> <p>【検討中】</p> <p>全国的に構築が進められている地域包括ケアシステムの生活支援の分野において、老人クラブは、重要な地域資源の一つとして位置付けられており、本市においても、老人クラブの活性化に向け、引き続き必要な支援を行っていく判断をいたしました。補助金支給額の妥当性のチェックについては、人的コストや老人クラブの負担等に配慮しながら、適切な体制を整えてまいります。</p> <p>【方針決定】</p>

※措置欄に記載の【措置済み】及び【方針決定】について

【措置済み】は、外部監査人の指摘や意見について、必要な措置が実施されたこと、

【方針決定】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置は完了していないが、措置方針は決定していること、

を示しているもので、監査委員事務局において追記したものです。